

## 令和4年度（2022年度）地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 令和4年度（2022年度）地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、医療介護総合確保促進法による北海道計画に基づき、医師の労働時間短縮などの勤務環境改善を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### （補助事業者）

- 2 補助事業者は、次のいずれかを満たす医療機関のうち、知事が認めるものとする。ただし、地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。
  - （1）救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で、1,000件以上2,000件未満であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関。
  - （2）救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関。
    - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で500件以上であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関。
    - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関。
  - （3）地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関。
    - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合。
    - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合。
  - （4）その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関。

### （補助要件等）

- 3 本事業の対象となる医療機関については、以下の要件を全て満たすものとする。
  - （1）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
  - （2）月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下、「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関は除く。
  - （3）2024年までに
    - ・（B）水準指定を予定している医療機関（（B）水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、（B）水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1,860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時

間が960時間以下

・上記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次のア・イに留意し、当該医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

ア 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 計画の策定に当たっては、次に掲げる（ア）～（キ）の項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

（ア）医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導等）

（イ）勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施

（ウ）前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

（エ）予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

（オ）当直翌日の業務内容に対する配慮

（カ）交替勤務制・複数主治制の実施

（キ）育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間性期雇用医師の活用

（4）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

（補助事業等）

4 この補助金の補助事業等は、医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業のうち、知事が認めるものとする。

（補助対象経費）

5 この補助金の対象経費は、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に要する、別表の2欄に定める経費とする。ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制確保加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては補助対象経費とする。また、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

（1）土地の取得または整地に要する費用

（2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（3）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（4）既存建物の買収に要する費用

（5）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

6 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の1欄に定める補助基準額と2欄に定める補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

7 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請させるものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- (1) 事業計画書（保福第1の2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合又は施設整備の場合を除く。）
- (6) 事業計画書（保福第32号様式）（施設整備の場合）
- (7) 事業計画書（保福第33号様式）（設備整備の場合）
- (8) 工事仕様書（施設整備の場合）
- (9) 工事設計図（施設整備の場合）
- (10) 工事仕訳書（施設整備の場合）
- (11) 地域医療勤務環境改善体制整備事業 計画（実績）書（別紙様式1）
- (12) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 計画（実績）書（別紙様式2）
- (13) 地域医療勤務環境改善体制整備事業 所要（精算）額明細書（別紙様式3）
- (14) その他別に指示する書類

(交付の条件)

8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

なお、補助金の交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、(11)及び(12)の条件を付するものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に該当するときは、この限りでない。

ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減が、変更前の補助対象経費の10分の1を超えないとき。

イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

- (3) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (11) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (12) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(11)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合にあっては30万円以上）の機械及び器具）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けな

いで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

- (14) (13) の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (15) (14) に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (16) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (17) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (18) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (19) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど知事が行う契約手続に準拠しなければならない。
- (20) 補助事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (21) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
  - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (22) (21) の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (23) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に

納付しなければならない。

- (24) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (25) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるため、これに協力しなければならない。
- (26) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付)

- 9 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(変更申請手続)

- 10 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に7に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事完成届)

- 11 規則第13条の規定により、補助事業に係る建設工事が完成したときは速やかに補助事業等に係る工事完成届(保福第1の27号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 12 補助事業等が完了した場合、若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
- (4) 事業実績書(保福第32号様式)(施設整備の場合)
- (5) 事業実績書(保福第33号様式)(設備整備の場合)
- (6) 契約書の写し(施設・設備整備の場合)
- (7) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真(施設整備の場合)
- (8) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(施設整備の場合)
- (9) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書(施設整備の場合)
- (10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による竣工検査書の写し(施設整備の場合)
- (11) 地域医療勤務環境改善体制整備事業 計画(実績)書(別紙様式1)
- (12) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 計画(実績)書(別紙様式2)
- (13) 地域医療勤務環境改善体制整備事業 所要(精算)額明細書(別紙様式3)
- (14) その他参考となるべき書類

(別表)

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>1 医療機関につき 稼働病床数×133,000 (稼働病床数は、令和2年度病床機能報告で報告している病床数であり、療養病床を除く。) 精神科救急を根拠とする場合は、同報告と同時点の精神科病棟の稼働病床数とする。 報告している病床数が20床未満の場合は、20床で算定する。</p>	<p>医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」で定めた総合的な取組に要する経費(施設・設備整備、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等)</p>	<p>1/2以内</p>